

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項等
の規定に適合していることを証する書面

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項の規定の適合性については、裏面の「宅地造成及び特定盛土等規制法セルフチェックシート（建築確認申請用）」に沿って、設計図書に記載された情報に基づき判定したところ、判定結果は以下のとおりとなりました。なお、本書面に記載の事項について、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名 _____
設計者氏名 _____
資格 () 建築士 () 登録第 () 号
建築士事務所名 _____
() 建築士事務所 () 知事登録第 () 号

敷地の地名地番	
敷地面積	m2

判定結果
■土地の形質変更＜盛土・切土＞ ☐ 【ケース1】に該当（開発許可が必要） ☐ 【ケース2】に該当（盛土規制法の許可が必要） ☐ 【ケース3】に該当（盛土規制法の届出が別途必要） ☐ 【ケース4】に該当（盛土規制法の許可が必要） ☐ 【ケース5】に該当（盛土規制法の許可不要） ⇒盛土規制法第12条第1項等規定適合書面

宅地造成及び特定盛土等規制法セルフチェックシート（建築確認申請用）

【ケース1】

☐ 都市計画法の開発許可をもって、盛土規制法の許可（届出）とみなす。（ただし、盛土規制法による中間検査、定期報告は対象）

※都市計画法の開発許可を受けない場合は、該当項目チェックのうえ、本シートを建築確認申請に添付してください。

建築確認申請に係る敷地の造成工事の施工規模と規制区域							
施工規模	☐ ①盛土で高さ1m超の崖を生ずる ☐ ②切土で2m超の崖を生ずる ☐ ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずる ☐ ④盛土で高さが2m超となる（①③を除く） ☐ ⑤30cm超の盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となる		☐ ⑥盛土で高さ2m超の崖を生ずる ☐ ⑦切土で5m超の崖を生ずる ☐ ⑧盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずる ☐ ⑨盛土で高さが5m超となる（⑥⑧を除く） ☐ ⑩30cm超の盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超となる		☒ ①から⑩ 該当なし		
規制区域	☐ 宅地造成等工事規制区域	☐ 特定盛土等規制区域	☐ 特定盛土等規制区域				
盛土規制法 手続	許可		届出		許可	不要	
建築確認 準備資料	【ケース2】 ・工事の許可証（写し） ・工事の変更許可証（写し） ・盛土規制法の完了検査済証（写し） （建築基準法に基づく完了検査時には必要）		【ケース3】 ・工事の届出書（写し）		【ケース4】 ・工事の許可証（写し） ・工事の変更許可証（写し） ・盛土規制法の完了検査済証（写し） （建築基準法に基づく完了検査時には必要）		【ケース5】 ・盛土規制法 第12条第1項 等規定適合書面
※「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。							

- ・①から⑩に1つでもチェックが入る場合は、盛土規制法に基づく手続きが必要です。※該当なしの場合は不要
- ・手続きが必要な場合は、建築確認申請前に都市計画課へ事前相談を行ってください。※不明なことがあれば、お尋ねください。
- ・都市計画課への事前相談には、チェックシート・現況測量図・土地利用計画図を2部提出してください。※必要に応じて、その他の図面等も求められる場合があります。

徳島県 県土整備部 都市計画課 盛土防災・事前復興担当
 電話：088-621-2596 F A X：088-621-2869
 E-mail：toshikeikakuka@pref.tokushima.lg.jp